



地域おこし協力隊 小川ちひろさん任期満了で退任

「今後も市を拠点に魅力を発信・住民同士や来訪者のパイプ役にー」

台湾でのワーキングホリデーやオーストラリアへの留学経験がある小川ちひろさん。地域おこし協力隊(観光化推進員・台湾向け交流促進コーディネーター)として平成30年5月1日に着任し、今年4月30日に3年の任期を終えました。

任期中は、海外での経験を生かし、台湾へ向けた情報発信や、来奥外国人受け入れサポートなどの海外に向けた活動のほか、ウェブマガジン「Colocal」への連載、東京などで開催された岩手PRイベントの企画・運営、地元の企業や団体のイベント運営のサポートなど多岐にわたる活動を行い、市のPRに尽力されました。

活動の原動力となったのは、小川さんが協力隊を目指したきっかけとなった、市の「自然の豊かさ」と「人の温かさ」でした。

住民にとってありふれた日常こそが、外からの視点だと魅力溢れる非日常であることを教えてくれた小川さん。3年間で得られた経験と縁に感謝しながら、「今後も市を拠点に、フリーコーディネーターとして、東北のおもしろさをエリア・世代・ジャンルを超えて伝える活動をしていく」と力強く抱負を語りました。

南部鉄器・岩谷堂^{たんす}筆筒 コンセプトロッジ完成

衣川ふるさと自然塾に南部鉄器と岩谷堂筆筒を組み合わせた「鉄と木を楽しむ」コンセプトロッジが完成し、4月30日にお披露目会が開かれました。

きっかけは、異業種での意見交換会の中で小川さんが、「アウトドア活動の道具に伝統工芸品を生かせないか」と提案したこと。及源^{たけ}鋳造^{くわ}と岩谷堂タンス製作所が快諾し、プロジェクトが動き始めました。

宿泊者が伝統工芸品に興味を持つきっかけになったり、伝統工芸品ファンが宿泊したりという、新しい流れができることを期待して作られたロッジ。室内には、コラボレーションから生まれたさまざまな板を始め、ラックやテーブル、ベッドなど宿泊者が使用できる製品が並び、「鉄と木」の空間が広がっています。

及源鋳造の大瀬さん(左)、小川さん(中央)、岩谷堂タンス製作所の三品専務(右)



小川さん発案プロジェクト

地域に寄り添う市立病院・診療所

医療局だより

インプラント治療について

まごころ病院 歯科^{こうくう}口腔外科^{つのだ} 角田 耕一 先生



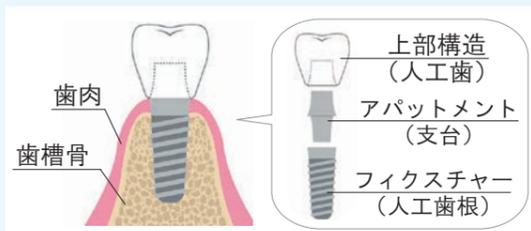
今回は、インプラント治療についてご説明したいと思います。

インプラントとは、人工の材料や部品を体に入れることの総称です。歯科では、歯を失ったあごの骨(顎骨)に体になじみやすい材料(生体材料)で作られた歯根の一部あるいは全部を埋め込み、それを土台にセラミックなどで作った人工歯を取り付けたもので、一般には人工歯根、インプラントといえます。

インプラント治療は、手術が必要であり、顎骨の骨量や骨質(硬い、軟らかい)の影響を受けます。治療期間が長く、自費診療のため治療費が高額となるなどのデメリットがあります。しかし、残っている歯への負担がなく、自分の歯(天然歯)に近い機

能や審美性の回復が可能であるなどのメリットがあり、生活レベルの向上に伴い、利便性や快適性さらには審美性を求める風潮が広まる中で、それらの要望に応えられる治療と言えます。

当院でもインプラント治療を行っております。ぜひご相談ください。



■問い合わせ = 医療局経営管理課 (☎ 34-2225、✉ keieikanri@city.oshu.iwate.jp)

国民健康保険税の税率が改正されます

■問い合わせ
本庁税務課市民税係
(☎34-2173)

本年度より国民健康保険の財政状況に基づき、国民健康保険税の税率が改正されます。これまでは、平成29年度に計画された国民健康保険の財政計画に基づいて財政調整基金を取り崩し、県が試算した標準税率より税率を下げていました。今回の改正は、見直しの年度としていた昨年度に、今後の財政状況などから試算した財政調整基金の残高が、財政計画に沿うように税率を見直したものです。

主な変更点

- 医療給付費分の所得割、均等割、平等割を引き上げました。
・所得割 5.10%→6.50% ・均等割 14,400円→19,800円 ・平等割 18,000円→19,800円
- 後期高齢者支援金分の所得割、均等割を引き上げました。
・所得割 2.30%→2.50% ・均等割 6,600円→7,800円

◎3年度の保険税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳の被保険者のみ)
所得割	6.50%	2.50%	1.78%
均等割	19,800円	7,800円	6,600円
平等割	19,800円	7,800円	6,000円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

【所得割】
前年の総所得から基礎控除額を差し引き、それぞれの率を乗じた額(加入者ごと)

【均等割】
加入者1人あたりの額(定額・年額)

【平等割】
1世帯あたりの額(定額・年額)

【課税限度額】
所得割、均等割、平等割の算定後の合計が課税限度額以上の場合は、課税限度額がその区分の課税額となる

税制改正に伴い、国民健康保険税の計算方法などが変更されました。

主な変更点

- 所得割を計算する際に控除する基礎控除額が、33万円から43万円に変わりました。(給与所得控除・年金所得控除の計算の変更に伴う基礎控除額の変更です)
- 世帯主と国保加入者などの所得の合計が少ない世帯に対する、均等割と平等割の軽減を判定する計算方法が変わりました。

	2年度まで	3年度から
7割軽減対象世帯	33万円以下	43万円以下
5割軽減対象世帯	33万円+(28.5万円×加入者数)以下	43万円+(28.5万円×加入者数)+{(給与所得者など※の数-1)×10万円}以下
2割軽減対象世帯	33万円+(52万円×加入者数)以下	43万円+(52万円×加入者数)+{(給与所得者など※の数-1)×10万円}以下

※給与所得者など…一定以上の給与所得または年金所得がある人の数

算定方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、3年度の納税通知書は7月中旬に発送する予定です。